

2010年9月13日

岡山労働局長
大崎 眞一郎 様

岡山県労働組合会議
議長 花田 雅行

異議申出書

はじめに、今年度の最低賃金答申にあたって、「ワーキングプア解消」「国民所得の向上」をめざす新政権の方針のもとで、最賃額の引き上げについて中央最賃の目安以上の答申をされた貴職および審議会委員のみなさまに敬意を表するものです。

中央審議会の目安額が10円を示す中で、岡山県内の労働者の賃金改善を一步でも前進させることが必要ですが、さらに3円を上乗せしたことは、地方審議会の独自性を発揮されたもので歓迎します。また、改正最賃法を遵守して生活保護基準との乖離が解消することが求められていますが、私たちの計算ではこの乖離は今も放置されていると考えていますが、1年で2桁の引き上げになったことは、低賃金にあえぐ岡山県の労働者の願いに一定程度応えたものです。

しかし、中賃目安が示された際に全国各紙が取り上げたように、現在の労働者を取り巻く困難や地域経済の建て直しのためには、最低賃金を「生活できる」賃金にする必要があります。岡山県労働組合会議は意見書の中で「最低生計費試算と最低賃金生活体験の結果」を報告させていただきましたが、岡山県内に住む青年の単身者が“生活保護基準並み”に生活するには時給996円と計算しています。また、670円という額が13円上がったからと言って、最賃生活の厳しさが改善されるものではありません。私たちは長年「全国どこでも時給1,000円以上」を訴えてきましたが、早期の実現を願うものです。

これらのことから、2010年9月8日に公示された「岡山地方最低賃金の改定に関する岡山地方最低賃金審議会の答申」について下記の通り異議を申出ます。

記

1. 2010年度の最低賃金を13円引き上げ、1時間当たり683円とすることには不服であり、より大幅な引き上げを求めます。

【理由】労働者の生計費の視点から考えると時給683円になっても、1か月の法定労働時間の上限173.8時間働いても月収118,705円にしかなりません。昨年の総選挙で各党がマニフェストにかかげた「時給1,000円」は生活苦にあえぐ多くの労働者に希望を与えました。その最初の改定が13円では、目標と期待の歪があまりにも大きすぎます。政府と経団連が合意した2020年までに「平均1,000円、最低800円」からみても、このペースで進行するなら「最低800円」までにあと9年かかります。まったなしの状態である労働者の貧困を救うため、政府・審議会はあらゆる努力と手段を講じる必要があります。最低賃金を大幅に引き上げるよう求めます。

2. 時間額について1,000円以上に引き上げを求めます。

【理由】国際労働機関（ILO）が調査した101カ国のうち6割に当たる59カ国は、どこで誰が働いても同額の最低賃金を保障する「全国一律最低賃金制」を取り入れています。そしてここ数年は、多くの国が最低賃金を大幅に引き上げています。ILO調査では、ベルギー、フランス、オランダは月20万円、イギリス、アイルランドは月23万円となっています。アメリカも中国も大幅引き上げに動き出しました。その国の経済を立て直すには内需の拡大が必至であり、労働者の賃金を大幅に引き上げることが最も有効と判断されたからです。日本の経済界からも同様の意見が出始めています。労働者の生活苦を取り除き、購買力を高め、地域経済からあたためる施策に今こそ大きく舵を切ることが求められています。時給1,000円は高いのではなく、それでようやく年収が200万円のワーキングプア脱出ラインに達することができる額だということを強調したいと思います。

以上。